

東北地区における弁護士向け「改正独占禁止法の施行により
導入される新制度等に関する Web 説明会」の開催について

令和 2 年 1 2 月 1 0 日
公正取引委員会事務総局
東 北 事 務 所

公正取引委員会事務総局東北事務所では、東北地区の弁護士を対象に、令和 2 年 12 月 25 日に施行される改正独占禁止法に基づき導入される新制度等について、下記のとおり、Web 説明会を開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和 3 年 1 月 20 日（水） 15 : 00 ~ 16 : 30
- 2 対 象 者 東北地区所在の弁護士（定員 30 名※）
※定員（接続数）には説明者及び事務局の回線も含まれます。
- 3 開催方法 オンライン（Web 会議システムを通じた配信）
- 4 内 容
 - ・公正取引委員会の最近の活動状況
公正取引委員会事務総局東北事務所長 多田 修
 - ・改正独占禁止法の施行により導入される新制度
公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室職員
 - ・質疑応答
- 5 申込方法 ①申込者名、②所属事務所名、③電話番号、④参加者名を御記入の上、
touhoku-soumu@jftc.go.jp にメールしてください。
（申込期限：令和 3 年 1 月 13 日（水）まで）
- 6 そ の 他 詳細については、別添「Web 説明会の御案内」を御参照ください。

※ 今回の「改正独占禁止法の施行により導入される新制度等に関する Web 説明会」についての取材は、東北事務所総務課で対応いたしますので、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所総務課
電話	0 2 2 - 2 2 5 - 7 0 9 5 (直通)
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/